

インフルエンザ発症時の対応について

○インフルエンザと言われたら

- ① 出席停止の期間（下記）をご確認ください。
再登校時は、症状が消失し、出席停止期間があげているか、注意してください。
- ② 下記の書類に保護者が記入し、登校時に提出してください。

「感染症治癒報告書」に医療費明細書または処方薬がわかるものを添付
※日付、患者名があること（コピー可）

※療養期間は、熱が出た日から最短でも5日は経過していなければなりません。

書類は学校ホームページでも印刷できます。

○突然の高熱でインフルエンザが疑われるが、まだ診断が確定していない場合

医師の診察を受けるまでは「感染の疑い」ということで、出席停止とします。診断の結果インフルエンザではなかった場合、保護者が「感染症治癒報告書」に経過を記載し、受診状況がわかる書類（領収書など）を添付の上、提出してください。

インフルエンザ流行期に、比較的急速に38℃以上の発熱があり、せきやのどの痛み、頭痛、全身の倦怠感を伴う場合はインフルエンザを疑いましょう。

○インフルエンザの出席停止期間

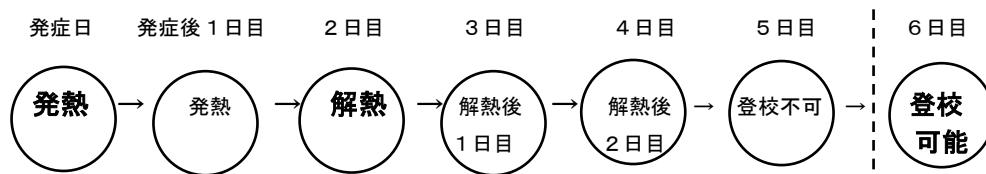
「発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」です。

（学校保健安全法施行規則第19条）



薬が優れているため、早々に症状は和らぐかもしれませんが、体内にウイルスは存在します。周囲に感染させる可能性がありますので、出席停止期間は守ってください。

例1 発症後2日目に解熱した場合



例2 発症後4日目に解熱した場合

